⑸　**特別振興事業等の実施**

①　競馬場の周辺地域の住民又は競馬場の入場者の利便に供する施設の整備その他の競馬の健全な発展を図るため必要な事業を、特別振興資金を使用して実施した。

②　畜産の振興に資するための事業に対し、特別振興資金を使用して、交付金を交付した。

③　特別振興資金を使用して、払戻金への上乗せ施策を実施した。

④　地方競馬全国協会が行う競走馬生産振興業務及び認定競馬活性化計画補助業務に対し、特別振興資金を使用して、交付金を交付した。

5．政府からの出資額

49億2,412万９千円（資本金の総額）

6．子会社一覧

会　社　名	資　本　金	競馬会の議決権所有割合
ＪＲＡシステムサービス株式会社	500,000千円	※54.5%
ＪＲＡファシリティーズ株式会社	300,000千円	※94.9%
日本馬匹輸送自動車株式会社	36,000千円	100%
株式会社中央競馬ピーアール・センター	20,000千円	※64.3%
日本スターティング・システム株式会社	10,000千円	100%
競馬セキュリティサービス株式会社	100,000千円	※0%

※　子会社を含めた議決権の所有割合100%　（平成24事業年度末現在）

7．組織の概要

⑴　**役員の定数**

理事長１人、副理事長１人、理事10人以内及び監事３人以内

⑵　**各役員の氏名、役職及び任期等（平成24事業年度末現在）**

役　職	氏　名	任　期	経　歴
理事長	土川　健之	平成23年９月12日～26年９月11日	日本中央競馬会副理事長
副理事長	井出　道雄	平成24年３月１日～26年２月28日	農林水産事務次官
常務理事	後藤　正幸	平成23年３月１日～25年２月28日	日本中央競馬会理事
理　事	小畠　薫	平成23年３月１日～25年２月28日	日本中央競馬会総務部長
理　事	山川　雅典	平成23年３月１日～25年２月28日	農林水産省関東森林管理局長
理　事	益満　宏行	平成23年３月１日～25年２月28日	日本中央競馬会競走部長
理　事	星野　年彦	平成23年３月１日～25年２月28日	日本中央競馬会東京競馬場長
理　事	小林善一郎	平成23年３月１日～25年２月28日	日本中央競馬会栗東トレーニング・センター場長
理　事	鈴木　良治	平成23年３月１日～25年２月28日	日本中央競馬会経理部長
理　事	横山　清弘	平成24年３月１日～25年２月28日	日本中央競馬会総合企画部長
監　事	大平　俊明	平成23年10月１日～25年９月30日	日本中央競馬会人事部長
監　事（非常勤）	矢島　匡	平成24年９月16日～26年９月15日	弁護士

⑶　**職員の定数（平成24事業年度末現在）**

1,813名

高速道路「京都縦貫自動車道」工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路「京都縦貫自動車道」の新設工事及び改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 25 年４月 19 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事一部完了の日
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	京都府京都市西京区大枝沓掛町から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺まで	新設工事	平成25年４月20日
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	京都府亀岡市篠町篠	改築工事	平成25年４月20日

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 25 年４月 19 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事一部完了の日
中央自動車道西宮線	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺	改築工事	平成25年４月20日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成21年３月27日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 25 年４月 19 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑴①イ㈠ヌ）Ｂに次のとおり加える。

高速自動車国道中央自動車道西宮線の集中工事に伴う料金調整を次のとおり行う。

１．料金の調整を行う自動車

高速自動車国道中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジから西宮インターチェンジまでの区間、高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線の摂津北インターチェンジ若しくは吹田インターチェンジ又は高速自動車国道中国縦貫自動車道と一般国道１号（第二京阪道路）のＡ区間の相互間を通行し、高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線の門真ジャンクションから摂津北インターチェンジ間並びに一般国道１号（第二京阪道路）のＢ区間及びＣ区間を連続して通行する全自動車のうち、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。